

「今後の少子化対策・両立支援策の推進について」

平成19年 7月 5日
東京商工会議所

わが国の総人口は、総務省の人口推計によると2004年12月の1億2,784万人をピークに減少に転じ、従来の予想を上回るスピードで少子・高齢化が進展している。2005年の国勢調査結果を踏まえて発表された、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口」では、人口減少が前回推計（2002年）よりも急速に進み、約40年後の2046年には1億人を割り込む見通しとなっている。加えて、65歳以上人口の割合の増加とこれを将来的に社会保障等において支える若年層の減少による人口構成のひずみが、わが国の持続的・安定的な成長を阻害すると危惧されている。

人口減少社会が到来したわが国において、少子化問題は総力を挙げて取り組むべき国家的な課題であり、資源に乏しく人的資源しか持たないわが国にとって、まさしく子どもは社会の宝、未来への希望である。わが国社会の未来に希望が持てるよう、未来に向けての投資に最大限の努力をしていかなければならない。

これまで東京商工会議所の人口問題委員会では、人口減少・少子化問題に関して検討を重ね、あるべき少子化対策や中小企業の仕事と生活の両立に対する取組み支援などについて積極的に意見活動を行ってきた。

政府においても少子化対策や両立支援の重要性が認識され、その対策も項目は出揃ってきているが、十分な効果が上がっているとは言い難い。今、求められるのは徒らにメニューを増やすことでなく、質・量的に不十分であるものや、助成金のように制度があってもPR不足や手続きの煩雑さなどから十分使われていないもの、あるいは地域間で偏りがあるものについて、一層の拡充や見直しをしていくことである。

現在、政府の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、少子化対策や両立支援策の推進について検討が進められており、来年度の少子化対策・両立支援策の予算編成にあたって、以下の通り要望する。

1. 両立支援策の推進について

今後の両立支援策として最も重要なのは、現行の保育制度の見直しであり、家庭の事情や親の都合に関係なく、希望すれば誰もが保育を受けられるよう環境整備を行うことが必要である。保育定員を毎年増員しているにもかかわらず、待機児童の数は保育に対する潜在的ニーズが顕在化するため大都市部を中心に約2万人も存在し、こうした保育ニーズも含めると遥かに多く存在する。待機児童の解消は喫緊の課題であり、潜在的ニーズも含めた待機児童の実態把握と施設等の充実が求められる。加えて、親が共働きでフルタイムであるなど、子どもが「保育に欠ける」状況が相当深刻でなければ、国の認可保育所には入れない現行制度は見直すべきである。両立支援を推進していくためには、子どもを社会全体で育てていく意識の涵養や、柔軟な働き方に合わせた労働法制の見直し、多様な保育二

ーズに応えられるような保育サービスの総合的な拡充が必要である。

（保育制度の見直し）

- ① 児童福祉法や保育所指針等を見直して、国の助成対象となる保育所に入所できる乳幼児の対象（保育に欠ける乳幼児）を極端に限定している、現行の認可保育所制度を抜本的に改革すべき
- ② 保育所について直接契約制度を導入し保育料設定を原則自由化し、バウチャー方式（利用券による助成）による補助の公平化・多様化を図るべき
- ③ 東京都の認証保育所制度を参考に、都市型の多様な保育ニーズに対応し、保育を必要とするだれもが利用できるよう現行の国の認可保育所に関する要件を緩和して、保育所への助成・支援制度を拡充すべき（別添の資料参照）
- ④ 保育園や幼稚園に対する多様なニーズに対応するため、「認定こども園」の活用を促進すべき

（地域における子育て支援）

- ⑤ 大都市部に多い待機児童の解消のため、通勤等に便利な場所（駅前など）への保育施設の設置・運営に対する支援を拡充すべき
- ⑥ 行政が所有する遊休施設や小学校や幼稚園等の空き教室を、民間による子育て支援・両立支援のための保育施設として開放するよう、積極的な情報提供や改修費用・運営に対する補助を検討すべき
- ⑦ 地域の実情に応じて、保育所の面積基準や保育従事者資格基準を緩和し、施設の設置運営に対する国の財政支援を行うべき
- ⑧ 認可外保育所やベビーシッター・保育ママなど多様な保育サービスに対する補助制度の拡充や、税制・金融上の優遇措置を創設すべき

（ワーク・ライフ・バランスの推進）

- ⑨ 中小企業において半日・時間単位の休日取得しやすくするよう柔軟に対応すべき
- ⑩ 子育て期間中の女性や出産退職者に対する職業訓練・能力開発の支援を拡充すべき
- ⑪ マザーズハローワーク等でのマッチングを向上させるためには、能力開発も含めたきめ細やかな相談・指導が必要であり、民間活用（民間開放、業務委託、アウトソーシングなど）を積極的に推進すべき
- ⑫ 働き方の見直しを推進するため、企画業務型裁量労働制の導入を促し、中小企業における導入要件を緩和（対象業務要件の緩和や労使委員会でなく労使協定での導入を可能とするなど）すべき

2. さらなる少子化対策として

わが国の少子化対策予算は年々拡充されてきているが、高齢者対策に比べると極めて少ない。世代間格差のある社会福祉・社会保障制度は見直すとともに、フランスなどの成功例に倣って、少子化に対しては手厚い対策を講ずるべきである。また、企業が取り組む両立支援は少子化対策として非常に大きな効果があり、10年後の既婚女性の就業率を現行の57%から71%に引き上げるという政府目標を達成するためにも、継続就業率や復職す

る女性の受け皿となっている割合の高い中小企業の取り組みをより一層評価すべきである。

(子どもを持つことの経済的負担軽減)

- ① 社会保障給付費（特に高齢者対策費）の配分を見直すなど財源確保を図り、3歳以上（第2子以降）の児童手当や育児休業給付・奨学金制度の引上げなど少子化対策予算を拡充し、子育て・家族支援に関する支出を対GDP比（2003年 0.75%）で欧州諸国並（2～3%）を目標に計画的に拡充すべき
- ② 子育て世代の経済的負担軽減のために、所得税における税額控除制度を創設すべき

(企業の取り組みに対する一層の評価)

- ③ 両立支援に取り組む企業（例えば、育児休業後に退職した子育て中の女性の受け皿として積極的に再雇用している中小企業など）への税制・金融面の優遇措置を導入すべき
- ④ 仕事と生活の両立支援に積極的に取り組む中小企業に対する顕彰制度を拡充すべき
- ⑤ 企業表彰などを受けた中小企業に対する低利の融資制度を創設したり、公共事業の入札要件への一定の評価（例えば、国民生活金融公庫の特別融資制度として「(仮称)子育て応援融資」の創設や、公共事業入札の経営事項審査の加点対象に「少子化対策・両立支援策への取り組み」を加えるなど）を設けるべき
- ⑥ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「認定マーク」の付与に際しての柔軟な対応（育児休業取得対象となる男性がいない中小企業には、男性の育休取得要件を外すなど）を検討すべき

(安心して産み育てられる環境整備)

- ⑦ 産科・小児科医の確保（過疎地勤務の義務化、診療報酬ポイントの引き上げなど）や、病児保育制度については更なる充実をすべき
- ⑧ 小児救急医療体制の整備と拡充を急ぐべき
- ⑨ 検診・出産にかかる費用の負担軽減を図るべき
- ⑩ 不妊治療費などに対する公的助成を増額すべき

以 上

平成19年度 第5号 平成19年7月5日 第583回常議員会決議
--

【別 添】

◇ 認可保育所制度(国の制度)と認証保育所制度(都の制度)の比較

	認可保育所	認証保育所
定員・対象年齢	・定員は20人以上	・認証保育所A型は駅前に設置することを基本とし、大都市の多様なニーズに対応 (定員20人～120人、うち0歳～2歳を1／2以上) ・B型は、保育室制度からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を目指す。 (定員6人～29人、0歳～2歳)
0歳児保育	・0歳児枠がない保育所あり	・0歳児保育を必ず実施
基準面積	・0歳児・1歳児の一人当たりの基準面積が3.3㎡必要	・弾力基準として0歳児・1歳児の一人当たり基準面積を2.5㎡まで緩和
保育料	・区市町村が徴収	・認証保育所が徴収。 料金は認証保育所で自由に設定可能(上限内で設定)
保育従事者資格	・保育士	保育士以外も可。保育従事者定数の6割以上は保育士
申込方法	・区市町村に申込み	・利用について、認証保育所と保護者の間で直接契約
改修経費補助	・株式会社対象の補助制度なし	・A型で駅の改札口から徒歩5分以内のものは改修経費補助
開所時間	・11時間を基本	・13時間以上の開所を義務づけ(二重保育の解消)

◇ 平成19年6月1日現在の認証保育所数

A型	B型	合計
279箇所	93箇所	372箇所